

えどがわ推し P R 隊事業支援業務委託
仕様書（案）

1 事業目的

江戸川区（以下「区」という。）は、区民の区に対する愛着と誇り、認知やイメージ向上を目的として、区内外への多様な魅力発信を展開している。

本事業は、区民等が主体となって、Instagram をとおして区の魅力を発信することにより、区民の区に対する愛着と誇りを高めることを目的とする。また、区広報をはじめさまざまな発信主体との連携を構築することにより、いっそうの区内外への波及効果を図り、区に対する認知やイメージの向上を目指す。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 「えどがわ推し P R 隊」概要

(1) 参加対象

区民、区内に通勤もしくは通学する者

(2) 参加方法

・登録制

・区が募集を行う。なお、令和 7 年度は 2 回（第 3 期・第 4 期）の募集を行い、各期 20 名程度を予定する。

【令和 7 年度登録見込】第 1 期・第 2 期：47 人、第 3 期・第 4 期：40 人 計 87 人

(3) 活動内容

登録メンバー（以下「メンバー」という。）が Instagram の個人アカウントを中心として、区の広報媒体との連携企画などさまざまな媒体と機会を活用して区の魅力を発信する。

(4) スケジュール（予定）

【第 3 期】

令和 7 年 5 月	メンバー募集
令和 7 年 6 月 28 日	メンバー養成企画（第 1 回）の実施
令和 7 年 7 月	メンバー発信の開始
	メンバー養成企画（第 2 回）の実施
令和 7 年 8 月	メンバー養成企画（第 3 回）の実施

【第 4 期】

令和 7 年 10 月	メンバー募集
令和 7 年 11 月	メンバー養成企画の実施
令和 7 年 12 月	メンバー発信の開始

(5) その他

区は、募集・登録の管理運営のほか、江戸川区シティプロモーション Instagram 「えどがわ推し PR 隊」アカウント（以下「区公式アカウント」という。）を運用し、メンバーによる投稿のリポスト等を行う。また、区広報媒体との連携企画の連絡調整を行う。

【参考】えどがわ推し PR 隊設置要綱

4 業務内容

「えどがわ推し PR 隊」メンバーが区の魅力を発信する主体として、区の魅力にかかる探求を深め、魅力情報の発信に関わる知識及びノウハウを習得する企画を実施する。

また、主な活動内容である Instagram 投稿の効果向上とリスク対策のため、専門的見地による助言や分析評価等の支援を行う。

(1) 養成企画の企画運営

ア テーマ

- ・区の魅力発見と発掘
- ・Instagram に役立つ情報編集及び撮影等

イ 開催回数

各期 2～3 回 計 4～6 回予定

ウ 運営形式

- ・区の魅力発見と発掘のテーマについては、メンバーの意見交換や交流を深めるワークショップ形式とし、進行するに十分に足りうるファシリテーターを配置して運営を行う。
- ・Instagram に役立つ情報編集及び撮影等の企画については、受託者において提案し、区と協議のうえ実施する。なお、インスタグラマーや区の魅力発見につながるゲスト等の参加を可とする。
- ・ファシリテーター、講師、ゲストについては、提案、区と協議のうえ、定める。

(2) 発信の支援

ア 相談対応

- ・メンバーからの Instagram 投稿に関する相談に対して、専門知見及びノウハウに基づいた適切かつ効果的な情報提供及び助言を行う。
- ・相談体制及び助言等の方法については、区へ提案を行い、協議のうえ定める。

イ 分析

- ・メンバー投稿及び区公式アカウントの投稿に関する分析を行い、専門知見に基づいた助言及び分析報告を月 1 回程度行う。
- ・定量分析及び定性分析のいずれも行うものとし、定量分析においては、以下の項目を必須とする。そのほかの分析指標、分析の手法等については、受託者の提案により、区と協議のうえ、定めて分析を行う。なお、メンバーが公表しないデータは分析

対象外とする。

【必須項目】

えどがわ推し PR 隊各メンバーの投稿件数、投稿カテゴリー、フォロワー数、各投稿のいいね数

5 運営管理

- (1) 業務の実施にあたっては、区との連絡調整や打合せを十分に行うこと。
- (2) 打合せは、区と月 1 回以上行うこととし、一部オンラインを可とする。
- (3) 打合せを実施した際は速やかに記録をとりまとめ、区へ提出すること。
- (4) 業務を円滑に遂行するため、本業務の企画立案から運営、発信支援、分析評価等にわたる全体の進捗管理を行う統括責任者を置くとともに、本業務にかかる企画運営、発信支援を行う専門知見や経験を有する担当者を置き、適切な人員配置を行うこと。

6 成果物

- (1) 受託者は、以下を事業の成果物として実績報告書に整え、紙面 1 部及び DVD ディスク等により納品すること。
- (2) 実績報告書、養成企画、分析を含む発信支援、打ち合わせに関する一式とする。
- (3) 本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利は全て区に帰属するものとし、区は、区の広報物への使用等、二次利用できるものとする。
- (4) ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該第三者に承諾を得るものとする。

7 再委託等の制限

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、区の承諾を得たときは、この限りではない。

8 成果品の権利及び利用

- (1) 本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て区に帰属するものとし、区は、区の広報物への使用等、二次利用できるものとする。ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者が当該第三者に承諾を得るものとする。
- (2) 本業務により得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

10 機密の保持

(1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

11 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、区と協議のうえ、定める。